

森町
第6期障がい福祉計画・
第2期障がい児福祉計画

《令和3年度～令和5年度》

概要版



令和3年3月
北海道 森町

● 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、障がいのある人もない人も、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりをめざし、「誰もが共に地域で自分らしく安心して生活できる福祉のまちをめざして」を基本理念として、平成30年3月に「第3次障がい者基本計画」「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

国では、平成18年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」)の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障がいの定義が見直されるとともに、障害者権利条約では障がいのある人に対する合理的な配慮の概念が盛り込まれました。

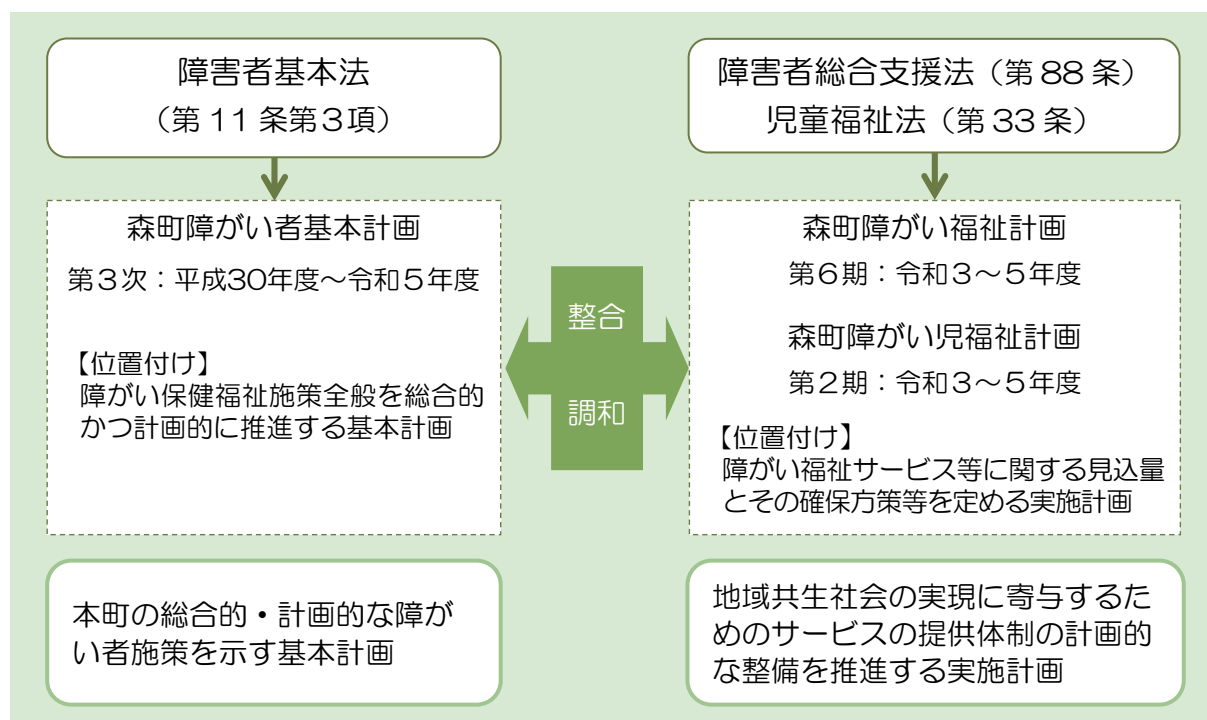
近年、社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、障がいのある人の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴って障がい者福祉のニーズは多様化している傾向にあります。

これらを踏まえ、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」が令和2年度末で計画期間を終了することから、国の基本方針等を反映した「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障がいのある人のためのサービス提供体制の計画的な整備を推進する実施計画と位置付けられ、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」として一体的に策定します。

■ 「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の関係



3 計画の期間

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

■計画期間

| 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------|-------------------|-------------------|
| 森町第3次障がい者基本計画 | | | | | |
| 森町第5期障がい福祉計画 森町第1期障がい児福祉計画 | | | 森町第6期障がい福祉計画 森町第2期障がい児福祉計画 | | |

4 計画の対象者

障がい者とは、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

5 計画の策定体制

（1）策定委員会の設置

本計画は、主管課である保健福祉課のほか、庁内関係課及び関係機関・団体で構成する「森町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、密接な連携を図りながら策定します。

（2）アンケート調査の実施

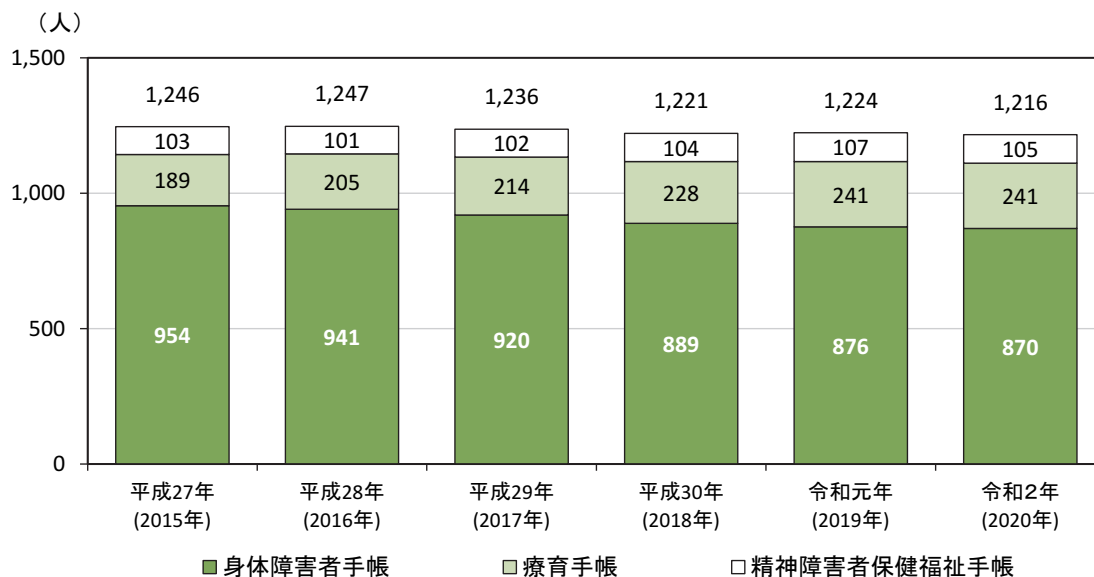
障がいのある人の実態及びニーズの把握、障がい福祉サービスの利用状況等を把握するため、障がいのある人及び障がい児の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

● 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は平成28年以降ゆるやかに減少しており、令和2年は1,216人となっています。

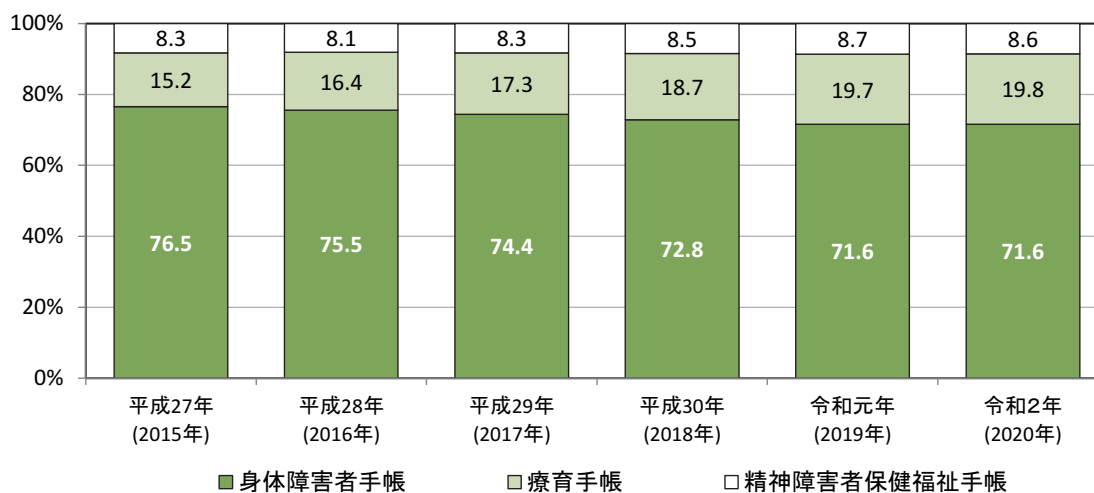
障害者手帳所持者割合をみると、身体障害者手帳所持者の割合は減少傾向となっていますが、療育手帳所持者の割合には増加傾向がみられ、令和2年の療育手帳所持者は19.8%となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



[出典]森町（各年3月末現在）

■ 障害者手帳所持者割合の推移



[出典]森町（各年3月末現在）

● 第6期障がい福祉計画

1 障がい福祉サービスに関する基本的な考え方

(1) サービス提供基盤の整備

家庭や日中活動の様々な場面において、障がいのある人のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、障がい福祉サービスの確保に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に向けた検討を進めます。

(3) 障がい者就労の促進

障がいのある人が、障がいの軽重にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持てるようにするため、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮し、障がい福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を図ります。

(4) グループホーム等の充実

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を推進するため、地域での居住の場となるグループホームの充実を図るとともに、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスその他の必要な支援を行います。

2 相談支援に関する基本的考え方

障がいのある人、とりわけ、重度の障がいのある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、多様な相談内容や、地域における生活上の複合的な課題に対応し、増大するニーズや複雑化する相談に総合的に対応できるよう、相談体制の充実・強化に取り組みます。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、森町障害者自立支援協議会において関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

3 サービスの質の向上に関する基本的考え方

近年の障がい福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組を推進します。

4 令和5年度末における成果目標

| 項目 | 目標 | 備考 |
|-------------------------------|----------|---------------------|
| (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | | |
| 令和5年度までの地域生活移行者数 | 3人 | 令和元年度末施設入所者数：46人 |
| 令和5年度までの削減見込 | 1人 | |
| (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | | |
| 共同生活援助の利用者数 | 5人 | 令和3～5年度における各年度の数値目標 |
| 令和5年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数 | 1箇所 | |
| (3) 地域生活支援拠点の設置 | | |
| 令和5年度末の地域生活支援拠点等※の整備数 | 圏域内に面的整備 | |
| (4) 福祉施設から一般就労への移行等 | | |
| 令和5年度の年間一般就労移行者数 | 2人 | 令和元年度の一般就労者数：1人 |
| 令和5年度の就労定着支援事業の利用者数 | 3人 | |

※地域生活支援拠点等：障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等で、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能が求められています。

5 障がい福祉サービスの見込量

| サービス種別 | | 単位 | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|------------|----------------------------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 訪問系 | 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援 | 人 | 8 | 9 | 9 | 9 |
| | | 人日/月 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 日中活動系 | 療養介護 | 人 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | | 人日/月 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| | 生活介護 | 人 | 58 | 62 | 62 | 62 |
| | | 人日/月 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人日/月 | 18 | 22 | 22 | 22 |
| | 宿泊型自立訓練 | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 人日/月 | 26 | 30 | 30 | 30 |
| | 就労移行支援 | 人 | 12 | 14 | 16 | 18 |
| | | 人日/月 | 20 | 22 | 22 | 22 |
| | 就労継続支援（A型） | 人 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | | 人日/月 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| 就労継続支援（B型） | 人 | 72 | 77 | 79 | 82 | |
| | 人日/月 | 20 | 21 | 21 | 21 | |
| 就労定着支援 | 人 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| | 人日/月 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| 短期入所（福祉型） | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 人日/月 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| 居住系 | 共同生活援助（グループホーム） | 人 | 72 | 73 | 75 | 76 |
| | 施設入所支援 | 人 | 46 | 46 | 46 | 45 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 人 | 14 | 16 | 18 | 20 |

※月間の実利用者数及び1人あたりの利用量。

6 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

| 事業名称 | 単位 | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|-------------------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施有無 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 自発的活動支援事業 | 実施有無 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |
| 相談支援事業 | | — | — | | |
| 障害者相談支援事業 | 実施箇所数(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 基幹相談支援センター | 設置有無 | 未設置 | 未設置 | 未設置 | 未設置 |
| 市町村相談支援事業機能強化事業 | 実施有無 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |
| 住宅入居等支援事業 | 実施有無 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 延利用者数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施有無 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |
| 意思疎通支援事業 | | — | — | | |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 実利用者数(人) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 手話通訳者設置事業 | 設置者数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日常生活用具給付等事業 | | — | — | | |
| 介護・訓練支援用具 | 給付件数(件) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 自立生活支援用具 | 給付件数(件) | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 在宅療養等支援用具 | 給付件数(件) | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 給付件数(件) | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 排泄管理支援用具 | 給付件数(件) | 500 | 550 | 550 | 550 |
| 居室生活動作補助用具(住宅改修) | 給付件数(件) | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 登録者数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 移動支援事業 | 実利用者数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用量(時間/年) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域活動支援センター (森町所在分) | 設置数(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 実利用者数(人) | 56 | 58 | 58 | 58 |
| 地域活動支援センター (他市町村所在分) | 設置数(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 実利用者数(人) | 22 | 22 | 22 | 22 |

(2) 任意事業

| 事業名称 | 単位 | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|-------------------------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 障害者訪問入浴サービス事業 | 実施箇所数(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 実利用者数(人) | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用量(回数/年) | 30 | 45 | 45 | 45 |
| 日中一時支援事業 | 実施箇所数(箇所) | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 実利用者数(人) | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用量(回数/年) | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 森町障がい児等支援体制整備事業 専門支援員派遣等業務 | 実施箇所数(箇所) | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 実利用児童数(人) | 2 | 2 | 2 | 2 |

● 第2期障がい児福祉計画

1 障がい児福祉サービスに関する基本的な考え方

障がいのある子ども及びその家族に対する支援は、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのため、児童発達支援や放課後等デイサービスなど障害児通所支援サービスの充実を推進するとともに、障害児支援サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成の支援を行う障害児相談支援サービスの充実を図ります。

また、重症心身障がい児や医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保に努めます。

2 令和5年度末における成果目標

国の基本指針において、障がい児支援の提供体制の整備として市町村には下記の目標が設定されています。

- 1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実に関しては、本町単独での設置は難しいと考えているため、圏域における周辺市町との連携及び共同設置の可能性を検討することとします。

また、重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援に関しては、相談支援を中心とした支援を行うとともに、サービスの利用においては圏域における関係機関との連携により対応を行います。

3 障がい児福祉サービスの見込量

| サービス種別 | | 単位 | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|-----------------|------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 障害児 通所 支援 | 児童発達支援 | 人 | 9 | 10 | 10 | 10 |
| | | 人日/月 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 放課後等デイサービス | 人 | 31 | 32 | 32 | 32 |
| | | 人日/月 | 9 | 10 | 10 | 10 |
| | 保育所等訪問支援 | 人 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| | | 人日/月 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 障害児相談支援 | | 人 | 2 | 4 | 4 | 5 |

※月間の実利用者数及び1人あたりの利用量。

発行：北海道 森町
令和3年3月

〒049-2393 北海道茅部郡森町字御幸町144番地1
TEL 01374-7-1085 FAX 01374-2-7123
E-mail hokenfukushi@town.hokkaido-mori.lg.jp
URL <https://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/>